

町会灯電気代支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の安心安全を守るために設置されている町会灯の維持管理を長期的に持続可能とすることを目的とした町会灯電気代支援金交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会灯 地域の安全・安心等を目的とし、私道などに設置する照明をいう。
- (2) 公道 道路法上の道路で、国・地方公共団体が土地所有権を有しており、かつ維持・管理責任を負っている道路をいう。
- (3) 私道 公道以外の道路で、その道路を構成している土地の所有が民間であるものをいう。
- (4) 電気代 設置している町会灯について、電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。以下同じ。）と契約締結し支払っている金額

(支援対象)

第3条 支援の対象は、次の各号に掲げる条件全てを満たす団体とし、個人は含まないものとする。

- (1) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号、暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団密接関係者でない団体
- (2) 尼崎市社会福祉連絡協議会に加盟している町会・自治会若しくはそれらに準じる灯具の維持管理ができる体制を持ち、5世帯以上で構成される団体
- (3) 国、地方公共団体による街路灯に関する他の電気代に係る支援金等について交付を受けていない団体

(電気代支援基準)

第4条 支援対象となる町会灯の電気代は、次の各号に掲げる基準によるものとする。ただし、市長が特に必要であると認める場合においてはこの限りでない。

- (1) 電気事業者に申請する電気容量が10W以下のLED灯具とする。
- (2) 設置間隔は、尼崎市街路灯設置基準と同様の30m程度に1基とする。ただし、直線距離が30mに満たない場合は各直線区間につき1基とする。
- (3) 設置場所が私道のうち、公益性が高く公道を補完している、（私道の両端もしくは片端が公道に接続している）または市が管理する狭あいな公道において、市の街路灯設置が困難な場所とする。
- (4) 電気事業者より請求される内容において、供給約款の契約種別が公衆街路灯A若

しくはそれに準ずる契約であること。

(支援金額)

第5条 年度あたりの支援金額は、当該年度の予算範囲内において、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請年度の支援金額は交付決定通知日からとする。
- (2) 支援金額は、支援対象となる町会灯の電気代全額とする。
- (3) 支援対象となる町会灯の電気代については、本事業が廃止や変更、又は申請内容の変更や不備等で取消になるまで行う。

(支援申請及び交付決定)

第6条 支援金の交付を受けようとする支援対象団体は、町会灯電気代支援金交付申請書「様式第1号」(以下、「交付申請書」という)に必要な事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて、事業実施年度ごとに定める申請期間内に市長に提出しなければならない。ただし、前年度までに申請を行ったものについては市に提出する町会灯台帳をもって交付申請書に代えるものとする。

- (1) 電気事業者が指定する契約情報開示承諾書(指定様式)
- (2) 電気事業者が発行する請求内訳書(直近3カ月以内)
- (3) 町会灯位置図
- (4) 支援対象灯具の設置状況がわかる資料(写真等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により支援金を交付することが適当であると認めた場合において、町会灯電気代支援金交付決定通知書「様式第2号」(以下、「交付決定通知書」という)により申請団体へ通知するものとする。また、交付決定通知書と共に町会灯台帳を合わせて送付する。

(支援申請内容の変更及び取下げ)

第7条 申請団体は、申請内容の変更又は申請を取下げるときは、速やかに町会灯電気代支援金変更交付申請書「様式第3号」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、その変更を適当であると認めたときは町会灯電気代支援金変更交付決定通知書「様式第4号」により申請団体に通知するものとする。

(支援金の受領)

第8条 申請団体は、支援対象となる町会灯に係る電気料金に相当する額を支援金として交付を受けようとするときは、電気事業者を受領を委任すること。なお、交付申請書を委任状として扱うものとする。

(支援金の交付)

第9条 市長は、電気使用料金に係る支援金の交付について、当該交付の対象となる補助団体に代わり、当該電気使用料金の請求元である電気事業者に対し支払うことができ

る。

2 前項の規定による支払があった場合は、申請団体に対し支援金の交付があったものとみなす

(調査の実施)

第10条 市長は、支援金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときには、申請団体に対して資料の提出を求める等調査を行うことができる。

(交付決定の取消など)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、支援金交付金額の全部又は一部を取消すことが出来る。

- (1) 支援事業を中止または変更したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは不正行為によって支援金の交付を受けたとき。
- (3) 申請団体に維持管理能力が認められない場合。
- (4) その他申請団体の責めに帰すべき場合。

(支援金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、既に支援金が交付されているときには、町会灯電気代支援金返還請求書「様式5号」により、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を、期限を定めて求めるものとする。また、返還額の算定については前条の規定に定める事実が確認できる日時から遡って算定することとする。

(維持管理の遂行)

第13条 支援金の交付を受けた申請団体は、支援を受けた町会灯について、責任をもって維持管理を行うものとし、不点灯等故障が発生した場合は、申請団体により解消に努めることとする。

2 支援金の交付を受けた申請団体は、維持管理する町会灯の数及びその所在の正確な把握に努めるものとする。

3 電力会社への容量変更等の手続きは申請団体で行うものとする。

4 支援金の交付を受けた申請団体は、配布される町会灯台帳の内容を現地の状況と合わせて年に一度確認すること。また、台帳の開示を求められた際は最新の台帳を提出すること。

5 第11条に規定する内容が認められた場合、電気事業者と締結している電気供給契約の請求元について申請団体に変更する。また、請求元の変更が行えない場合は電気供給契約については廃止することとする。

(関係書類の整備及び保存期間)

第14条 支援金の交付を受けた申請団体は、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、5年間関係書類を整理し、保存するものとする。また、町会灯台帳については永年保存とする。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、主管局長が別に定める。

附則

この要綱は令和5年7月3日から施行する。